



## 企業年金関連の法案の審議状況について

7月14日、参議院において、内閣総理大臣に対する問責決議案が野党の賛成多数により可決されました。報道によると、野党は衆参両院で全面的な審議拒否に入っており、議決に至っていない法案については、今国会(第171回通常国会)での審議が進まない状態のままで、衆議院解散によって、廃案となる見込みが強くなっております。

廃案となる見込みが強くなっている法案には、企業年金に深く関連する下記(1)(2)の法案が含まれておりますので改めてご案内申し上げます。

### (1)被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律案

《法律案等》

<http://www.mhlw.go.jp/topics/bukyoku/soumu/houritu/166.html>

《法律案の概要(企業年金関連事項のみ)》

#### ① 事業所脱退に係る一括拠出要件の拡充〔厚生年金基金・DB〕

複数事業主制度(総合設立の厚生年金基金等)における「実施事業所の減少」の定義を次のように拡大して、一括拠出をするべきケースに含めるよう改正する。

実施事業所の減少に、「設立事業所の事業主が、分割又は事業の譲渡により他の設立事業所の事業主以外の事業主による事業の全部又は一部を承継させる場合その他の設立事業所の減少に相当するものとして厚生労働省令で定める事由が生じた場合」を含めるよう改正する。

#### ② 雇用期間の延長への対応〔DB〕

規約に定めることにより、60歳以上についても退職を支給開始要件とする設計を可能とする。

#### ③ 運用商品の除外手続きの緩和〔DC〕

被用者年金被保険者の過半数で組織する労働組合等の同意を得ることで、運用商品の除外を可能とする。従来は、当該運用商品を選択している加入者等の同意が必要。

#### ④ 拠出限度額の考え方を法定〔DC〕

企業型DCにおける拠出限度額について、厚生年金基金におけるプラスアルファ給付の努力目標水準の規定を引用し、これを勘案して政令で定めるよう、その考え方を明記する。なお、DCにおける特別法人税の凍結解除後の取扱いが別途焦点となっているところであるが、厚生年金基金におけるプラスアルファ給付の努力目標水準は、厚生年金基金において特別法人税を課税しない限度額の根拠として現在位置付けられているものである。

⑤ 投資教育の充実〔DC〕

加入者等の運用指図に資するための資料の提供等は、現行でも事業主の責務と規定されているが、これを、継続的に実施するとともに、加入者等の資産運用に関する知識を向上させ、かつ、これを運用指図に有効に活用することができるよう配慮する必要があることを規定する。

⑥ 雇用期間の延長への対応〔DC〕

現行は、60歳までしか抛出が認められていないが、60歳～65歳の資格喪失年齢を規約で定めることができることとし、60歳以上も引き続き雇用される者については、企業抛出を可能とする。

⑦ 雇自動移換者に関する措置〔DC〕

国民年金基金連合会への自動移換者（企業型DCの資格を喪失し、6ヶ月間移換の手続きをとらなかった者「連合会移換者」）について、個人型DCの加入者であった者とみなすことを規定し、連合会移換者に関する給付の方法等について、個人型DCの規約に定めることとする。現行では、自動移換者が個人型DCへの加入の意思等を表明しないかぎり、受給権が不明確なままとなっている。

⑧ 中途脱退要件の緩和〔DC〕

企業型DCの資格喪失後、2年以上継続して個人型運用指図者である者について、特別の措置を講じる旨の改正を行う。なお、平成19年1月24日の企業年金研究会の資料によれば、上述の条件を満たす者については、個人別管理資産額が25万円以下である等の要件を満たす場合に個人型DCからの脱退を認める方向で検討中、とされている。

(2) 企業年金制度等の整備を図るための確定拠出年金法等の一部を改正する法律案

《法律案等》

<http://www.mhlw.go.jp/topics/bukyoku/soumu/houritu/171.html>

《法律案の概要》

○ マッチング抛出の容認〔DC〕

企業型の確定拠出年金における事業主の掛金抛出に加えて、加入者の掛金抛出を認める。（抛出限度額の枠内かつ事業主の掛金を超えない範囲で認める。）

※ マッチング抛出の容認とともに、平成21年度与党税制改正大綱に盛り込まれた抛出限度額の引上げについては、確定拠出年金法施行令の改正事項であるため、本法律案の審議状況とは直接的な関係はありません。

以上